



広報 しょうわ 4月号

青空と緑と産業の町
Public Relations Showa Town
町の鳥=ひばり 町の花=れんげい 町の木=乙女椿

April.2011
No.402

Showa Public Relations

まちの動き

3月1日現在

人口	17,352人 (+86)
男	8,919人 (+55)
女	8,433人 (+31)
世帯数	7,075戸 (+49)

CONTENTS 目次

- 平成23年度 施政方針 (P2)
- 各種健診の申込みが始まります (P6)
- コンビに収納がはじまります (P9)
- 標準宅地評価額を公表します (P10)



こころ豊かにいきいきと輝いて
暮らせるまちづくりを目指して
昭和町長 角野幹男

「小さくても豊かなまちづくり」の実現に向けて

平成23年3月8日から24日まで、「平成23年昭和町議会第1回定例会(3月)」が開催され、3月8日の本会議の冒頭、2期目を迎えた角野町長が施政方針演説を行いました。その内容をお伝えします。

施政方針

平成23年3月定例議会の開催にあたり、平成23年度並びに町長就任2期目の町政運営の基本方針について、所信を申し述べ、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたく存じます。

さて、先般、告示されました昭和町長選挙において、無投票再選を果たし、2月28日より、昭和町長としての2期目がスタートいたしました。昭和町長選挙が13年ぶりに無投票となりましたことは、私の4年間の取り組みを高く評価していただいたことと心から感謝しております。

しかしながら、それと同時に、やり残したこともあり、今後さらなる昭和町の発展のため、気を緩めることなく、2期目のまちづくりに全身全霊を傾けてまいります。

町長就任1期目の4年間を振り返りますと常永土地区画整理事業や大型事業の見直し、財政の健全化等の課題を、私なりにただひたすら昭和町の発展を願ひ、町政を執行した4年間でありました。町民の皆様にお約束した公約も、議員各位および町民の皆様のご協力により、着実に取り進むことができましたことを、心から御礼申し上げます。

この4年間は、リーマンショック以降の経済危機や自民党から民主党への政権交代等、政治や経済が著しく変化した4年間でありました。民主党政権の方向性、あるいは地域主権のあり方等、未だ不明瞭なところがあります。このような社会情勢が著しく変化する時代においても、私たち地方自治体は、限られた人材と財源で効率的なまちづくりを行わなければならない。

行政区域制度改革の推進

そのためには協働のまちづくりが不可欠であり、私は、行政職員が地域に飛び出し、町民のニーズをしつかりとつかみながら、町政執行を行うことが重要だと考えました。

それゆえ、私は各地区に出向き、区長と役員の皆様方と意見を重ね、地域力の活性化を目指し、各地区補助金の一本化や各区に担当職員を配置する行政区域制度改革を進めてまいりました。これらの改革の成果は簡単に現れるものではなく、今後も地区役員と連携を図りながら継続してまいります。

6Uの重点政策

現在の昭和町の財政は、景気が低迷したことによる法人税の減収や、大型事業の集中による基金の取り崩し、また公債費の増加により、昭和59年、交付税の不交付団体となつて以来、最も厳しい状況となっております。

それゆえ、これからは限られた財源を効果的に活用できる能力を備えた「ひとづくり」を実践し、ハードよりソフト事業に重点を置いた施策を展開していく必要があります。特に、人材育成については、現在、第3次行財政改革において人材育成基本方針の作成と人事評価制度の導入にむけて取り組んでおります。

また、私はこの度の町長選挙を通じて、町民の皆様は6つの公約を掲げ、町民福祉の向上を目指すことをお約束してまいりました。

まず、第一は、未来を担う子ども達の健全育成であります。「まちづくりはひとづくりから」という言葉があるとおあり、何事におきましてもひとづくりは最も大事なことであり、2期目におきましても、日本の未来を担う子ども達を伸ばすことに、たくましく、育てることに力を注いでまいります。具体的には、学校現場と行政を結ぶ「教育指導主事」を教育委員会に置き、今後予想される教育改革への対応や、学校現場の声を政策に的確に反映し、本町の特徴を



地区懇談会

私が公約に掲げた財政の健全化につきましましては、平成19年度当初81億円あった一般会計当初予算を平成22年度は66億と、町民サービスを低下させずに、予算を削減してまいりました。



ゆめパーク昭和

地域力の活性化

つぎに、地域力の活性化として、地域やお店が輝くまちをつくりたい。

町の発展は、行政主導でなせることではありません。地域に住む人々やこの町で商工業を営む方々が、心豊かに暮らし、仕事をがんばり、地域やお店、企業や住民の皆様一人ひとりが、きらりと輝いてこそ、豊かで、住んで良かった昭和町につながってまいります。

活かした「昭和教育」の実現を図ってまいります。そして、育成会、子どもクラブ、子育て支援等における青少年健全育成や文化継承、生涯学習、ボランティア活動等の推進を目的とした人材育成事業を実施し、行事を通じた地域リーダーの発掘と育成に力を注ぎます。

また、「行政区域制度改革」の主要施策としてスタートした補助金の一本化による地域力活性化交付金につきましては、今後も区長会と連携を図りながら、活用方法の実態や課題の発見により地域力の活性化を促してまいります。

また、地区担当職員制度は、地域力向上の取り組みに、参加参加できる環境を整備し、地域力活性化交付金の活用にあたり、地区担当職員制度がさらに区との連携を図り、地域の活性化を町がお手伝いできるようにしていきたいと考えています。



一店逸品フェア

2 期目の重点項目

1 ひとづくり

～未来を担う子ども達を健全に育てます～

- 教育指導主事の配置による「昭和教育」の推進
- 行事を通じた地域リーダー（青少年育成・生涯学習・ボランティア等）の育成

2 地域力活性化

～地域やお店が輝くまちをつくります～

- 行政区制度改革による行政区の活性化
- 地区担当職員制度による区と行政との連携強化
- 商工業による地域活性化や社会貢献事業を支援
- がんばる民間企業への公共施設の開放

3 財政の健全化と職員能力の向上

～真に必要とされるサービスを提供します～

- 議会と行政との協働政策評価
- 人事評価や階層別研修による役場職員能力の向上

4 農業振興と環境美化

～土と緑を守り次世代へ美しい環境を残します～

- 農家支援と農業による地域力活性化の推進
- 環境美化・保全の日の制定
- 空き地を活用した緑化推進

5 コンパクトなまちづくり

～高齢者や障害者が暮らしやすいまちをつくります～

- 高齢者や障害者が暮らしやすいコンパクトシティー
- 町民生活に密接な公共交通機関の活用を促す周辺整備
- GISを活用した災害時の弱者救済体制の整備

6 市街化調整区域の都市計画

～市街化調整区域内の開発を研究します～

- 市街化調整区域内の開発手法の研究



いきがいサロンで保育園児と遊ぶ様子

小さな町の中で支え合い見守るシステムの一層の充実を図り、障害者の皆さんの声を反映した環境整備や、地理情報システム（GIS）を活用した災害時の弱者救済体制を整備します。

市街化調整区域の都市計画

最後に、市街化調整区域の都市計画として、市街化調整区域の開発を研究してまいります。

調整区域の方々には、市街化区域とは違い、土地の活用方法に制限がかかっているという問題もあります。この問題を解決することは、容易なことではありませんが、だからと言って手をこまねいてみるだけでは、問題は解決いたしません。

それゆえ、私は、将来の課題として、地域主権時代を見据え、県からの権限委譲を視野に入れた市街化調整区域内の開発許可制度の活用を研究してまいります。

市街化調整区域内の既存集落地域周辺の開発手法の研究を深め、市街化調整区域内の計画的な開発の実現と資産価値の向上による税収増を図ります。



以上が、私の2期目における重点政策であります。当然のことながら、これ以外の政策や施策につきましても第5次総合計画と整合性を図ります。

り、その間の対策として、計画的な農用地区域除外の方針を定め、町内の市街化調整区域の振興を図ってまいります。

結びに、合併をしない小さな町「昭和町」に住む皆様が、心豊かに、いきいきと輝いて暮らせるまちづくりの実現に邁進することをここに誓い、平成23年度、第2期のスタートにかける私の所信表明といたします。

2期目の町政運営は、今まで以上に計画や事業として予算の状況等、税金の使われ方をわかりやすく皆さんにお示しし、これからの昭和町のあるべき姿や行政サービスを皆様と共に考え、協働のまちづくりを推進する決意を新たにしていることでもあります。

これからのまちづくりは、限られた財源を今以上に有効に使う必要があります。そして、使い道は、町民の皆様と共に考えていかなければなりません。

また、最近では人と人とのつながりが希薄になり、ひとり暮らしのお年寄りの方などの孤立も心配な課題になってきています。

財政の健全化と職員能力の向上

職員能力の向上

3つめとして、財政の健全化と職員能力の向上をはかり、町民の皆様が真に必要とされるサービスを提供してまいります。

この4年間、大型事業の見直しをはじめ当初予算の縮減という形で、財政の健全化に努めてまいりました。これからは、事務事業の見直しを行う過程において、健全化を進めつつ町民の皆様が真に必要とされるサービスを提供してまいります。

具体的には、まず分野ごとに政策テーマを定め、現在実施している各種行政サービスの必要性を、受益者である町民の皆様意向調査結果に基づき、担当課で検討し新たな方向性を打ち出します。

その後住民代表である議会と協議し、将来を見据え、真に必要とされる施策のあり方を検討する「議会と行政との協働による政策評価」を実施し、限られた財源の効率的な運用を図ってまいります。

また、職員の人材育成につきましては、役場職員の人材育成と事業の円滑な執行を目的とした人事評価の実施や、現在、進めています若手職員アイデア提言研修等を柱にした「ひとづくりまちづくり研修」を継続し、町民の皆様が親しまれ信頼される役場職員を育成し、役場を訪れる方に「役場のサービスが良くなったよ」と言ってもらえるように、職員能力の向上を図ってまいります。

町にアイデア施策を提言若手職員によるプレゼンテーション



農業振興と環境美化

4つめとして、農業振興と環境美化を推進し、土と緑を守り次世代へ美しい環境を残します。

昭和町も昔は田園風景がひろがる緑豊かなまちでしたが、幹線道路の整備や区画整理事業の推進により、都市化が進み店舗や各種施設、住宅が建ち並び、山梨県でも有数の町となっておりま。しかし、一方では、子どもの頃、たんぼの蛙をおっかけながら学校に通うという昔ながらの古き良き風景も失われてまいりました。また、都市化の進展は町内農業の担い手不足や不耕作地の増加に繋がってきております。

私は、全町市街化構想を訴えてまいりましたが、この実現には長い時間が必要なことからも、農業振興地域内の農家の皆さんの所得向上や町内全般の農家の農業振興策を講じ、農家の高齢化と後継者不足による不

耕作地の増加を解消する必要があると考えています。

具体的には、昭和町ブランド開発、食育、農業体験、等による不耕作地解消や安全安心な食づくりを目指すモデル的な事業を実施するグループへの助成や、中長期的な視点で受委託事業の促進や耕作者のあつせん、農機具のレンタル等の助成事業を行います。



農業者と農業委員による意見交換会

また、これ以外にも、環境美化・保全活動の取り組みとして、4月29日の「昭和の日」に環境美化・保全に関する事業を実施し、町民の意識啓発を図り、昭和町の環境美化や地球温暖化防止対策活動等の推進や、町民活動の促進を図ってまいります。

そして、都市化が進んだ本町において、身近にある空き地を活用して、緑を増やし町民の憩いと安らぎの場を確保するなど、土と緑や美しい環境を次世代に残す取り組みに力を注いでまいります。

コンパクトなまちづくり

5つめとして、高齢者や障害者の皆さんが暮らしやすいまちをつくりま。

お年寄りや障害者を持つ方々が住みやすい町は、誰もが住みやすい町であります。まちづくりを高齢者や障害者の目線で考えていく必要があります。

それゆえ、小さな面積の中に様々な施設や機能がバランス良く配置された本町の、既存の機能を活かし、徒歩で用事が足せる安全な道路整備や、中長期的な課題ではありますが、住民生活に密接に関係した公共交通機関の積極的な活用を促すための周辺整備を図ってまいります。

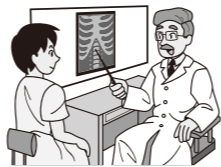
また、最近では人と人とのつながりが希薄になり、ひとり暮らしのお年寄りの方などの孤立も心配な課題になってきています。



ふれあい祭り会場で清掃活動をする学生

日程と対象者

※健診時間 午前8時～10時30分（時間の指定はできません）



日にち	対象	地区	会場
6月27日(月)	社保被扶養者	西条一区・西条二区・清水新居・西条新田	総合会館
6月28日(火)		押越・河東中島・紙漣阿原・築地新居・飯喰・河西・上河東・上河東二区	
6月29日(水)	社保被扶養者以外の方 ・国保 ・社会保険本人 ・若年(30代) ・後期高齢(75歳以上)	河西	総合会館 (役場向いの青い建物です)
6月30日(木)		築地新居・飯喰	
7月1日(金)		西条新田・上河東二区	
7月3日(日)		全地区対象 ※定員を超えた場合には変更をお願いする場合があります	
7月4日(月)		西条一区・上河東	
7月5日(火)		清水新居	
7月6日(水)		西条二区	
7月7日(木)		押越	
7月8日(金)		河東中島・紙漣阿原	
7月9日(土)		全地区対象 ※定員を超えた場合には変更をお願いする場合があります	

ここが変わります!
これまで年齢ごとに日程を分けていたましたが、今年は被扶養者以外の方は同じ日程となります。

人間ドックのお知らせ

町では、生活習慣病予防・病気の早期発見のために、人間ドックをつぎの日程で行います。
今年度から、申込方法・自己負担金額の変更、受診定員数の枠が広がりました!!
 人間ドックは一日で健診結果が分かるため、その場で適切な指導助言を得ることができますので、すぐ健康づくりに役立ち、実践できます。この機会に人間ドックを受けてみませんか?

～人間ドックの対象者～

- ①働きざかり節目人間ドック【定員は350名です】
平成24年3月末現在で、35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳の方
- ②国民健康保険人間ドック【定員は350名です】
35歳以上75歳未満まで、国民健康保険に加入している方

◆受診期間

【国民健康保険人間ドック・働きざかり節目人間ドック】

6月1日(水)～10月12日(水)※土・日・祝日を除く

*国保対象の方は、8月末日までに受診してください。

*6月17日(金)・7月7日(木)は、町総合会館から健診会場までの送迎バスが利用できます。

◆負担金 10,000円【注】特定健診と人間ドック、両方を受診することはできません。

◆申込方法 4月上旬すぎに郵送される「各種健診等申込書」のドック希望有無に記入ください。(申込方法が変わりました)

◆検査機関 山梨県厚生連健康管理センター(甲府市飯田1-1-26)

◆問合せ ①『働きざかり節目人間ドック』⇒いきいき健康課健康増進係(☎275-8785)

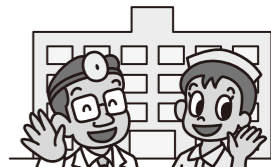
②『国民健康保険人間ドック』⇒町民窓口課国民健康保険係(☎275-8264)

◆注意事項 ①②各定員になり次第、締切といたします。定員を超える場合は、抽選とさせていただきますのでご了承下さい。(受診可能になった方には、後日受診券を郵送いたします。)

※社会保険加入が本人の方の場合は、このドックが特定健診の代りになりますので、結果を職場にお知らせください。



あなたの受診できる
健診・検査項目を確認しましょう!



健診	年齢	加入している医療保険	受診できる検査項目 (下記の番号です)
若年健診	30～39歳 (昭和47年4月1日～昭和57年3月31日)	町の国民健康保険加入者	①②
		国保以外の方 本人被扶養者	② ①②
特定健診	40～74歳 (昭和11年6月29日～昭和47年3月31日)	町の国民健康保険加入者	①②③④
		国保以外の方 本人被扶養者	②④ ①注1) ②③④
後期高齢者健診	75歳以上 (昭和11年6月28日以前に生まれた方)	後期高齢者医療制度の方	①②③④注2)

注1) 社会保険の被扶養者の方は、①が町で受けられるかどうかを、必ず保険者にご確認ください。

注2) 75歳未満でも後期高齢者医療制度に加入している方は、受診することができます。

国の「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、健診は加入している医療保険の保険者(保険証を発行する機関)が行うこととなりました。そのため、町で受けられる検査項目は加入している医療保険によって異なります。ご自身が加入している医療保険(保険証)をご確認のうえ、お申し込みください。
 ★申し込み用紙は、4月上旬に30歳以上の方がいるお宅へ郵送いたします。

検査項目

① 基本健診 (特定健診)	②			③	④	
	胃がん検診	大腸がん検診	肝がん検診	肺がん検診	肝炎ウイルス検査	骨粗しょう症検診
診察・血液検査・ 腹囲測定・尿検査・ 心電図・眼底検査 など	胃部レントゲンによる検査 (バリウム)	2日分の便による潜血反応の検査	超音波による肝臓・胆のう・腎臓・すい臓などの腹部検査	胸部レントゲンによる検査	血液検査で検査をします。 ※対象は、平成24年3月31日時点の年齢が40歳の方、または40歳以上で町で初めて健診を受ける方	骨密度測定装置で手首から肘にかけてX線スキャン ※対象は、平成24年3月31日時点の年齢が40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の女性の方

○受診料 無料 (ただし、社保被扶養者で特定健診を受ける場合は、保険者が定める負担金があります。詳しくは、保険者にお問い合わせください。)

○申し込み方法と申し込み期間

4月上旬に郵送される**申し込み書**に必要事項をご記入の上、**4月20日(水)「必着」**でご返送ください。(同封の返信用封筒をご利用ください)

ご注意ください!

※電話でのお申し込み、期日を過ぎてのお申し込みはできませんのでご了承ください。
 ※人間ドックと重複して申し込むことはできません。

○健診バッグ(健診セット)のお渡し

6月17日(金)以降に郵送にてお渡しいたします。お申し込みになった方で、6月22日(水)までに健診バッグが
 お手元に届かない場合は、いきいき健康課へご連絡ください。(☎275-8785)

平成23年度
各種健診の申込みが始まります!

若年健診・特定健診・後期高齢者健診・
がん検診・骨粗しょう症検診のお知らせ

コンビニ収納がはじまります

4月から軽自動車税、下水道使用料金がコンビニエンスストアで納付できるようになります。役場の閉庁時、金融機関で納付できない日でも、曜日や時間を気にすることなく全国のコンビニエンスストアで、いつでも納めることができます。なお、役場や金融機関についても従来どおり納入できます。



コンビニエンスストアで納付できる税金や使用料は？

- ・軽自動車税（4月から）
- ・下水道使用料（5月・1期分）です。

納付できない場合がありますか？

- ・コンビニ収納用のバーコードがない場合
- ・破損や汚れによりバーコードが読み取れない場合
- ・金額の訂正があった場合
- ・納付金額が30万円を超える場合
- ・納入期限を過ぎている場合です。



取り扱いできるコンビニエンスストアは？

- ・セブンイレブン
 - ・ローソン
 - ・ファミリーマート
 - ・デイリーヤマザキ
- ほか20店舗です。

※取扱店は納付書の裏面に記載されていますので、そちらをご参照下さい。

お問い合わせ先

●軽自動車税 税務課 ☎ 275-8265

●下水道使用料 下水道課 ☎ 275-8356

住基カード発行手数料の無料化を延長します！

平成23年4月1日～平成24年3月31日

住基カードとは？

- ◎町が発行するセキュリティに優れたICカードです。（運転免許証、キャッシュカードとほぼ同サイズ）
 - ◎各種行政手続きについて、パソコン・インターネットを通じて電子申請が可能です。
 - *電子証明書発行には、別途500円かかります。
 - ◎写真付き・写真なしの2種類から選んでいただき、写真付きについては公的な身分証明書としても使用できます。運転免許証をお持ちでない方、返納された方には大変便利です。
- カード作成には、500円手数料がかかりますが、昭和町では多くの町民の皆様にご利用していただけるよう手数料の無料化を延長します。

《注意》申請から発行まで2週間程度かかります。申請方法については、昭和町役場 町民窓口課 町民係まで ☎ 275-8264

町民カード再発行手数料徴収について

平成23年4月1日から、町民カードを再発行する場合は、1枚につき500円の手数料がかかります。町民カードは、頻繁に使用するものではありませんが、印鑑証明書、住民票を発行できるカードです。無くさないよう大切に保管していただきますようお願いいたします。

山梨県議会議員一般選挙 昭和町議会議員一般選挙

4/24

4/10

山梨県議会議員一般選挙・昭和町議会議員一般選挙が行われます。投票日に都合が悪く選挙に行くことのできない方は、告示日の翌日から投票日の前日まで「期日前投票」を行うことができます。期日前投票の場所は、前回の選挙から役場庁舎1階ロビーに変更となっていますので、あわせてご注意ください。投票所入場券は、ハガキで1人に1枚ずつ郵送しますので、投票の際にお持ちください。投票所入場券が届く前でも、期日前投票はできます。本人確認ができるものを持参のうえ、受付で申し出てください。

★山梨県議会議員一般選挙

選挙資格 平成3年4月11日まで
に生まれた人で、平成22年12月31日以前から引き続き昭和町の住民基本台帳に記録されている人

告示日 4月1日（金）
投票日時 4月10日（日）
午前7時～午後8時

【期日前投票】
期間 4月2日（土）～9日（土）
時間 午前8時30分～午後8時
場所 役場庁舎1階 ロビー

★昭和町議会議員一般選挙

選挙資格 平成3年4月25日まで
に生まれた人で、平成23年1月18日以前から引き続き昭和町の住民基本台帳に記録されている人

告示日 4月19日（火）
投票日時 4月24日（日）
午前7時～午後8時

【期日前投票】
期間 4月20日（水）～23日（土）
時間 午前8時30分～午後8時
場所 役場庁舎1階 ロビー

投票所名	投票会場	対象地区
第1投票所	中央公民館講堂	押越・河東中島・紙漉阿原
第2投票所	西条一区公会堂	西条一区・西条新田
第3投票所	西条二区第1公会堂	西条二区
第4投票所	清水新居地区公民館	清水新居
第5投票所	釜無工業団地公園管理棟	築地新居・飯喰
第6投票所	上河東公会堂	河西・上河東・上河東二区

投票所の案内

昭和町内に6カ所あります。これまでの投票所と変更はありませんが、投票所入場券に記載してある投票所名をよく確かめてから出かけましょう。



投票所入場券

投票所入場券は、住民票に記載された住所に投票所のお知らせや受付事務の効率化を図ることを主な目的として配布していますので、仮に投票所入場券を紛失したり、郵便局へ郵便を転送する届を出している等の理由で届かなかった場合でも選挙人名簿に記載されていれば投票できます。受付の際、その旨を係員にお申し出ください。なお、受付で本人確認が必要となりますので、ご本人であることを証明できる物（運転免許証や保険証など）をお持ちいただくと確認作業がスムーズになります。



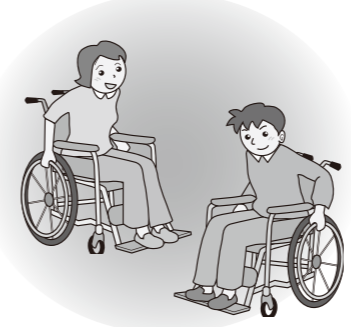
問い合わせ先

昭和町選挙管理委員会
☎ 055-275-8154
(役場企画財政課内)

障害者相談員のお知らせ

町には、県および町から委嘱された身体障害者相談員と知的障害者相談員がいます。身近な相談窓口として、障害福祉増進のために活動していますので、相談をご希望の方はお気軽にご相談ください。

問合せ先
福祉課障害福祉係
☎ 275-8784



連番	基 準 値 の 所 在	H22/7 評価額(×70%)	用途地区
47	上 河 東字横田	常永団地南側付近	普通住宅地区
48	上 河 東字横田	常永駅南側付近	
49	清 水 新 居字宮の上	甲府市境アルプス通り沿い	
50	清 水 新 居字沖田	沖田公園付近徳行三丁目清水新居線沿い	
51	清 水 新 居字沖田	妙全寺付近上石田一丁目西条線沿い	
52	西 条字北河原	甲府バイパス交差点付近上石田一丁目西条線沿い	
53	清 水 新 居字村中	甲府市境昭和通り沿い	
54	西 条字北河原	甲府昭和高校入口交差点国道20号沿い	
55	西 条字馬籠	甲府南アルプス線沿い	
56	西 条 新 田字北河原	甲府南アルプス線中央道ボックス付近	
57	西 条字才神	浄慶寺北側昭和バイパス沿い	普通商業地区
58	西 条字前切	東部農協旧西条支所南側昭和バイパス沿い	
59	西 条字清水尻	国母駅入口交差点甲府市川三郷線沿い	
60	西 条字長登路	国母駅入口バス停付近甲府市川三郷線沿い	
61	西 条字山宮地	国母駅前通り沿い	
62	西 条字立石	昭和水源資材置場付近押越西条新田線沿い	
63	西 条字姥川	昭和水源付近押越西条新田線沿い	
64	押 越字上河原	南消防署昭和出張所昭和バイパス沿い	
65	押 越字大西	押原小学校西側昭和バイパス沿い	
66	押 越字新田前	押越新田集会所北側甲府市川三郷線沿い	
67	紙 漉 阿 原字サツ平	押越バス停甲府市川三郷線沿い	大工場地区
68	河 東 中 島字熊の宮	東部農協昭和支店西側甲府市川三郷線沿い	
69	河 東 中 島字西国田	押原駐在所南昭和玉穂線沿い	
70	築 地 新 居字新居前	源光寺南甲斐中央線沿い	
71	築 地 新 居字新居前	築地新居公会堂西側甲斐中央線沿い	
72	飯 喰字屋敷添	東部農協旧常永支所甲斐中央線沿い	
73	河 西字村内	法界寺北側甲斐中央線沿い	
74	飯 喰字村西	昭和バイパス飯喰交差点付近	
75	河 西字村西	鍛冶新居橋北側昭和バイパス沿い	
76	河 西字村西	法界寺西側旧田富町境昭和バイパス沿い	
77	河 西字鶴住	大円寺南側甲府市川三郷線沿い	普通住宅地区
78	河 西字大林	大林区画整理地東側旧田富町境甲府市川三郷線沿	
79	築 地 新 居字村前	釜無工業団地釜無グラウンド西側付近	
80	紙 漉 阿 原字沖田	国母工業団地国母公園北側付近	
81	西 条字中曾根	新電タビル北側付近	
82	河 東 中 島字山伏	町道10号線西側背後	



標準宅地評価額を公開します

固定資産税は、土地・家屋・償却資産の所有者(毎年の1月1日現在の所有者)が、その資産価値に応じて納める税金です。固定資産税は、資産の価格(適正な時価)に対して課税されるので、資産価格の変動に対応し、適正・公平な価格に見直すため、国で示す固定資産評価基準をもとに評価替えを行っています。

そこで、固定資産税の評価の適正な確保と、納税者の評価に対する理解の促進に資するため、修正した標準宅地の評価額を公開いたします。

● 平成22年度 標準宅地評価額 ●

連番	基 準 値 の 所 在	H22/7 評価額(×70%)	用途地区
1	清 水 新 居字宮の上	家具団地南西付近	普通住宅地区
2	清 水 新 居字沖田	沖田区画整理地区内	
3	清 水 新 居字屋敷前	昭和インター北側付近	
4	清 水 新 居字小松田	長泉院北側200m付近	
5	清 水 新 居字村中	清水新居公民館付近	
6	清 水 新 居字南河原	甲府バイパス北側付近	
7	西 条字松ノ木	甲府昭和高校東南付近	
8	西 条字清水	甲府昭和高校西側付近	
9	西 条字村前	西条小学校東側付近	
10	西 条字神屋	神屋公園付近	
11	西 条字山梨	義清神社南西200m付近	普通住宅地区
12	西 条字山宮地	国母駅北側200m付近	
13	西 条字梅の木	国母駅前郵便局西側付近	
14	西 条字梅の木	国母変電所西側付近	
15	西 条字山宮地	国母駅南側付近	
16	押 越字鎌田川端	中央道身延線ボックス東側付近	
17	西 条字清水	水道局グラウンド東側付近	
18	西 条 新 田字村北	正覚寺付近	
19	西 条 新 田字村前	西条新田公会堂付近	
20	西 条字立石	西条小学校南西100m付近	
21	西 条 新 田字村西道上	鎌田川西側旧竜王町境付近	普通住宅地区
22	西 条字穴田	昭和水源北西200m付近	
23	西 条字姥川	西条二区第2公会堂付近	
24	築 地 新 居字東河原	玉川団地南側付近	
25	押 越字氏神	昭和町総合会館付近	
26	河 東 中 島字村下	河東中島公会堂西側付近	
27	押 越字上川瀬	上川瀬公園東側付近	
28	押 越字中川瀬	川瀬公園付近	
29	紙 漉 阿 原字天白上	天白北側付近	
30	紙 漉 阿 原字天白下	泉応寺南側200m旧玉穂町境付近	
31	押 越字下村	東部農協昭和支店南東100m付近	普通住宅地区
32	河 東 中 島字川代	興善寺南側100m付近	
33	紙 漉 阿 原字沼	本誓寺北側付近	
34	築 地 新 居字村前	蓮華寺東側200m付近	
35	築 地 新 居字大神	釜無公園グラウンド北北東300m付近	
36	築 地 新 居字大神	釜無工業団地北側旧竜王町境付近	
37	飯 喰字屋敷添	東部農協旧常永支所東側付近	
38	河 西字村西	東部農協旧常永支所西南西200m付近	
39	飯 喰字村西	釜無工業団地南側昭和バイパス西側付近	
40	河 西字亀住	常永小学校グラウンド南側付近	
41	河 西字村内	法界寺北東100m付近	普通住宅地区
42	河 西字大林	河西公会堂東南付近	
43	河 西字村西	鍛冶新居区画整理地付近	
44	河 西字大林	河西大林公園南側付近	
45	上 河 東字田之神田	上河東公会堂北側付近	
46	上 河 東字田之神田	常永団地北側100m付近	

軽自動車税減免のお知らせ

身体または精神に障害のある方等が所有する軽自動車、障害者本人が運転する・障害者のために障害者と生計を一つにする方について、一定の要件に該当する方は軽自動車税が免除になります。

なお、普通自動車の減免を受けている方は、軽自動車税の減免は受けられません。

手続きに必要な物

- ① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ② 印鑑
- ③ 軽自動車を運転する方の運転免許証
- ④ 車検証

申請期日

4月22日(金)まで

(期日を過ぎると、平成23年度分については減免されませんのでご注意ください)

申込み・問合せ

役場税務課 軽自動車税担当
(☎275-8265)

固定資産税台帳の縦覧について

平成23年度に課税される土地・家屋の評価額が、役場税務課において縦覧できます。

期 間

4月1日(金)～5月31日(火)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、祝日は除く)

持ち物

印鑑をお持ちください。

問合せ

役場税務課 資産税係
(☎275-8265)

国民年金

シリーズ
その 76

年金は世代間の支えあい。
年金についてもう一度
考えてみませんか。



4月の年金イベント



平成 23 年度の国民年金保険料額は 1 カ月 15,020 円 (年間 180,240 円) になりました。

本年度は、前年度から80円の減額となりました。納付書で納付されている方は、4月に納付書が送付されます。



年金の種別に変更はありますか？

4月は年度の変わり目です。新しい職場や環境に移られた方も多いかと思えます。国民年金の種別が変更になったり、住所が変わったりしたら、年金記録をつなぐためにも、忘れずに届け出をしましょう。必要な書類は届け出先に確認してください。

～手続き例～

- ◎新たに自営業や学生（第1号被保険者）になった → 離職票等を持参のうえ役場町民窓口課で手続きを行ってください。
- ◎新たに会社員や公務員（第2号被保険者）になった → 新しい職場で手続きを行ってください。
- ◎新たに会社員や公務員の配偶者に扶養されるようになった（第3号被保険者） → 配偶者のお勤め先で手続きを行ってください。



4月は学生納付特例制度の平成 22 年度分の申請期限と平成 23 年度申請開始の月です。

4月の末までに学生納付特例の申請をいただければ、昨年(平成22年)4月まで遡って申請をすることができます。申請がお済みでない方はお急ぎください。

また、平成23年度の申請も受け付けを開始します。申請の際には、在学証明書か学生証の写しをお持ちください。

※両年度申請される場合は、その旨をお伝えください。

～ 学生納付特例について ～



学生納付特例は、所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることが出来なくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

Point 1 ご本人の所得のみで審査

一般の保険料免除（全額免除・一部納付）と異なり、学生納付特例はご本人の所得のみで判定することになります。そのため、世帯主の所得が高い学生の方でも、所得がない場合は学生納付特例の対象となります。

Point 2 障害・遺族基礎年金を受けることができます。

納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事故が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族（子のある妻と子）の方は遺族基礎年金を受けることができます。

※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、若しくは事故の直前の一年間に保険料の未納がないことが条件です。

◎学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。年金額に反映させるためには、10年以内に古い順に納付してください。（ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。）

◎お時間に余裕がなく、窓口までお越しいただくことができない場合は、郵送で手続きが可能なので、お問い合わせください。

問い合わせ… 竜王年金事務所（旧竜王社会保険事務所年金業務課）（☎278-1104）
または… 役場町民窓口課年金係（☎275-8264）

Library Information

No.11



図書館だより

●休館日
4日(月)、11日(月)、18日(月)、
25日(月)、28日(木)、29日(祝日)
●お問い合わせ
町立図書館 ☎275-7860



イベントのお知らせ

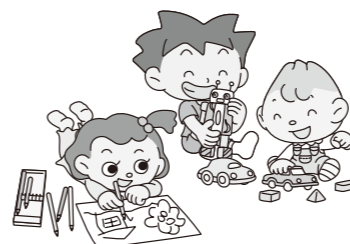
Information

(* 印 電話で予約をおねがいます)

おはなし会

4月2日(土) 午前11時～

幼児から小学生まで対象のおはなし会です。おはなし、手遊び、絵本などをお楽しみください。



0,1,2 歳児のおはなし会

4月21日(木) 午前 11 時～



0,1,2 歳児のためのおはなし会です。絵本、わらべうたなどをお楽しみください。

* おはなし探検隊

4月23日(土) 午後 2 時～

小学生対象のおはなし会です。おはなし、絵本、そして工作も用意しています。ぜひ来てね!



* お申し込みください。



今月のおすすめ

Book

『しゅくだい』

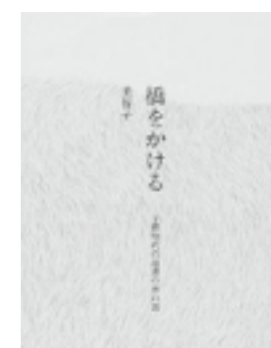
宗正 美子 原案 いもとようこ 文・絵 岩崎書店



めえこせんせいが言いました。「きょうの宿題はだっこです。」少し恥ずかしいけれど、うれしい宿題にみんなは大騒ぎ。心が温かくなる 1 冊です。

『橋をかける 子供時代の読書の思い出』

美智子 著 文春文庫



皇后美智子さまの少女時代の読書の思い出を1冊にまとめたものです。1998年(平成10年)、インドのニューデリーで開催された国際児童評議会(IBBY)世界大会(子供の本を通しての平和)の基調講演が収録されています。随所に感動をよぶ文章がちりばめられています。

『神去なあなあ日常』

三浦しをん 著 徳間書店



高校を卒業したての僕が連れて行かれたのは、山奥の神去村(かむさりむら)。「なあなあ(ゆっくり行こう)が口癖の神去村の人たち。都会育ちの僕は、山の生活(林業)を通して、たくましく成長していきます。現代では忘れがちな心の豊かさを考えさせられる作品です。